

京都市告示第491号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、臨時休館について次のとおり申請があったため、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成30年12月27日

京都市長 門川 大作

休館日

平成31年2月24日（日）

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）